○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市遠田町二五九二番二から同市久城町四二一番三まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

共用開始の期日　平成二十二年三月二十七日十五時

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市遠田町二四〇七番五から同市遠田町二五八三番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○中国地方整備局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局鳥取河川国道事務所、岡山国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　五十三号　岡山県津山市南町地内から鳥取県八頭郡智頭町智頭地内まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　鳥取県　鳥取県知事　平井　伸治

住　所　鳥取県東町一丁目二二〇

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道53号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定、一般国道53号道路管理用光ファイバ等兼用工作物変更管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十二年四月一日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十九号及び五十三号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鳥取市菖蒲字鳥居綴三三番二から同市菖蒲字篭山七〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	二七・〇〇～四七・〇〇	〇・一六〇

㈣　指定する期日　平成二十二年三月二十六日

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十三号及び三百七十三号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鳥取市河原町布袋字砂子一六四番一から同市河原町布袋字東浦一九五番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	一六・〇〇～四五・〇〇	〇・三一五
鳥取市西円通寺字柚ノ木八四番一から同市西円通寺字柚ノ木一一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	六・〇〇～三一・〇〇	〇・一八八

㈣　指定する期日　平成二十二年三月二十六日

○中国地方整備局告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
益田市遠田町二六〇四番から同市久城町四二三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	一二・八〇～一〇三・六五	一・六四九

㈣　指定する期日　平成二十二年三月二十六日

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　四国地方整備局長　足立　敏之

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十六号及び三百二十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宇和島市津島町高田甲二一四三番一から同市寄松字井手口甲六〇八番一まで	A	九・一五～六二・四〇	七・八三六	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	二四・二八～二五四・四七	八・〇六二	
	A	九・一五～六二・四〇	七・八三六	
	後B・C・D	一一・三九～二五九・〇五	八・〇六二	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　四国地方整備局長　足立　敏之